

《佐賀中部広域連合》

令和6年度介護報酬改定に伴う総合事業の訪問型サービス費・通所型サービス費の基本単位数表

◆訪問型サービス費

R6. 3. 28現在(R6. 4. 1施行予定)

1 介護予防訪問介護相当サービス費			<現行>	<改定後>	改定率	
イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合(1月につき)						
(1) 1週に1回程度の場合	事業対象者・要支援1・2	旧 訪問型サービス費Ⅰ	1,176単位	1,176単位	0.00%	
(2) 1週に2回程度の場合	事業対象者・要支援1・2	旧 訪問型サービス費Ⅱ	2,349単位	2,349単位	0.00%	
(3) 1週に2回を超える程度の場合	要支援2	旧 訪問型サービス費Ⅲ	3,727単位	3,727単位	0.00%	
2 生活援助型訪問サービス費			<現行>	<改定後>	改定率	算定率2/1
イ 生活援助型訪問サービス費Ⅰ	事業対象者・要支援1・2	1月につき・週1回程度の訪問	1,000単位	1,000単位	0.00%	85.03%
ロ 生活援助型訪問サービス費Ⅱ	事業対象者・要支援1・2	1月につき・週2回程度の訪問	1,998単位	1,998単位	0.00%	85.06%
ハ 生活援助型訪問サービス費Ⅲ	要支援2	1月につき・週2回を超える程度の訪問	3,169単位	3,169単位	0.00%	85.03%

◆通所型サービス費

3 介護予防通所介護相当サービス費			<現行>	<改定後>	改定率	
イ 1月あたり	(1)事業対象者・要支援1	1月につき・1月の中で全部で4回を超えるサービスを行った場合	1,672単位	1,798単位	7.54%	
	(2)要支援2	1月につき・1月の中で全部で8回を超えるサービスを行った場合	3,428単位	3,621単位	5.63%	
ロ 1回あたり	(1)事業対象者・要支援1	1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合	384単位	436単位	13.54%	
	(2)要支援2	1回につき・1月の中で全部で8回までのサービスを行った場合	395単位	447単位	13.16%	
4 運動型通所サービス費			<現行>	<改定後>	改定率	算定率4/3
イ 運動型通所サービス費	(1) 事業対象者・要支援1	1回につき・1月の中で全部で5回を限度として算定する。	298単位	338単位	13.42%	75.44%
	(2) 要支援2	1回につき・1月の中で全部で10回を限度として算定する。	307単位	347単位	13.03%	79.95%

※3、4は運動器機能向上加算を包括化